

令和5年8月25日

資料提供

問い合わせ先

環境生活総務課 環境計画班

田中（内線 2674）

（直通）073-441-2674

（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの知事の意見について

令和5年3月13日付けで東急不動産株式会社から送付された（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見（知事意見）を別添のとおり述べましたので、お知らせします。

事業の概要

事業の名称	(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業
事業者	東急不動産株式会社 代表取締役社長 星野 浩明 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21番 1号
事業の内容	風力発電所（陸上）
事業実施想定区域	印南町及び日高川町
発電所の出力	最大 94,600kW (単機出力 4,300~6,100kW×最大 22 基)

（参考）環境影響評価制度について

環境影響評価制度は、法令で定める大規模事業を行うに当たり、事業が及ぼす環境影響を事業者自らが調査、予測、評価し、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを反映して環境影響の回避・低減を図る制度です。

環境影響評価法の手続は、大きく分けて次の5段階があり、今回は方法書の手續です。

図書	内容
配慮書	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめたもの
方法書 【今回】	どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの
事業者による調査・予測・評価（以下、「調査等」という。）の実施	
準備書	調査等を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの
評価書	事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの
個別法の許認可等での審査・事業の実施	
報告書	工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめたもの